

。工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成二年通商産業省令第四十一号）（第三条関係）

改 正 案	現 行
（願書等の様式） 第十一条 電子情報処理組織を使用して又は令第八条の規定による磁気ディスクの提出により次の表の第二欄に掲げる特定手続を行う者は、同表の第二欄に掲げる手続の区分に応じ、特許等関係法令の規定において同表の第三欄に掲げる書類に記載すべきこととされている事項を同表の第四欄に掲げる様式により法第二条第一項の入出力装置（手続をする者又はその者の代理人の使用に係るものに限り。第十三条、第十五条第一項、第十九条の二及び第二十三条の四において同じ。）から入力し又は磁気ディスクに記録しなければならない。 （表略） 2 （略） （発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合の手続等） 第十二条 電子情報処理組織を使用して又は令第八条の規定による磁気ディスクの提出により特定手続を行う者は、次の表の上覧に掲げる手続の区分に応じ、同表の中欄に掲げる書面の提出に代えて特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願又は防護標	（願書等の様式） 第十一条 電子情報処理組織を使用して又は令第八条の規定によるフレキシブルディスクの提出により次の表の第二欄に掲げる特定手続を行う者は、同表の第二欄に掲げる手続の区分に応じ、特許等関係法令の規定において同表の第三欄に掲げる書類に記載すべきこととされている事項を同表の第四欄に掲げる様式により法第二条第一項の入出力装置（手続をする者又はその者の代理人の使用に係るものに限り。第十三条、第十五条第一項、第十九条の二及び第二十三条の四において同じ。）から入力し又はフレキシブルディスクに記録しなければならない。 （表略） 2 （略） （発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合の手続等） 第十二条 電子情報処理組織を使用して又は令第八条の規定によるフレキシブルディスクの提出により特定手続を行う者は、次の表の上覧に掲げる手続の区分に応じ、同表の中欄に掲げる書面の提出に代えて特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願又

章登録出願の願書に同表の下欄に掲げる記載事項その他必要な事項を記録しなければならない。

(表略)

(物件の提出)

第十九条 令第二条第三項の経済産業省令で定める物件は、次に掲げる物件とする。

一 九 (略)

十 特許法施行規則第二十七条の五第二項及び第三項(実用新案法施行規則第二十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定により提出すべき磁気ディスク

十一 十六 (略)

2 (略)

(塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等の特例)

第十九条の二 特許法施行規則第二十七条の五第一項(実用新案法施行規則第二十三条第四項において準用する場合を含む。第二十九条の二において同じ。)に規定する配列表を含む特許出願又は同条第三項(実用新案法施行規則第二十三条第四項において準用する場合を含む。第二十九条の二において同じ。)に規定する配列表についての補正をする場合であつて、その配列表を特許庁長官の定める技術的基準に従つて工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づき日本工業規格(以下「日本工業規格」という。)X〇二〇

は防護標章登録出願の願書に同表の下欄に掲げる記載事項その他必要な事項を記録しなければならない。

(表略)

(物件の提出)

第十九条 令第二条第三項の経済産業省令で定める物件は、次に掲げる物件とする。

一 九 (略)

十 特許法施行規則第二十七条の五第二項及び第三項(実用新案法施行規則第二十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定により提出すべきフレキシブルディスク

十一 十六 (略)

2 (略)

(塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等の特例)

第十九条の二 特許法施行規則第二十七条の五第一項(実用新案法施行規則第二十三条第四項において準用する場合を含む。第二十九条の二において同じ。)に規定する配列表を含む特許出願又は同条第三項(実用新案法施行規則第二十三条第四項において準用する場合を含む。第二十九条の二において同じ。)に規定する配列表についての補正をする場合であつて、その配列表を特許庁長官の定める技術的基準に従つて工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づき日本工業規格(以下「日本工業規格」という。)X〇二〇

八号（昭和五十八年）（情報交換用漢字符号系。以下「日本工業規格X〇二〇八号」という。）に定める文字コードを用いて作成し、かつ、第十一条の規定に基づき当該配列表を明細書に記載する事項として所定の様式により入出力装置から入力することにより提出するときは、令第二条第三項の規定にかかわらず、前条第一項第十号に掲げる磁気ディスクを提出することを要しない。

（磁気ディスク）

第二十六条 令第八条の磁気ディスクは、次に掲げるものとする。

一 日本工業規格X六二三三号（昭和六十二年）に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ（両面に磁束反転速度一ラジアン当たり一万五千九百十六磁束反転で記録するものに限る。）

二 光ディスク（日本工業規格X六二八一号（平成四年）に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することとが可能なものに限る。）

（磁気ディスクへの記録方式）

第二十七条 令第八条の規定による磁気ディスクへの記録は、特許庁長官が定めるところにより、しなければならない。

（提出物件票等）

第二十八条 令第八条の規定による磁気ディスクの提出により特定手

八号（昭和五十八年）（情報交換用漢字符号系。以下「日本工業規格X〇二〇八号」という。）に定める文字コードを用いて作成し、かつ、第十一条の規定に基づき当該配列表を明細書に記載する事項として所定の様式により入出力装置から入力することにより提出するときは、令第二条第三項の規定にかかわらず、前条第一項第十号に掲げるフレキシブルディスクを提出することを要しない。

（フレキシブルディスク）

第二十六条 令第八条のフレキシブルディスクは、日本工業規格X六二三三号（昭和六十二年）に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ（両面に磁束反転速度一ラジアン当たり一万五千九百十六磁束反転で記録するものに限る。）とする。

一 日本工業規格X六二三三号（昭和六十二年）に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ（両面に磁束反転速度一ラジアン当たり一万五千九百十六磁束反転で記録するものに限る。）とする。

（フレキシブルディスクへの記録方式）

第二十七条 令第八条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、特許庁長官が定めるところにより、なければならない。

（提出物件票等）

第二十八条 令第八条の規定によるフレキシブルディスクの提出によ

続を行うときは、特許庁長官が定めるところにより、次に掲げる事項を記載し、又は記載した書面をはり付け、様式第三十三により作成した提出物件票を当該磁気ディスクに添付しなければならない。

一・二（略）

2 前項の場合において、同時に二以上の磁気ディスクを提出するときは、前項の書面ごとに一で始まる連続番号（以下「磁気ディスクの整理番号」という。）を付し、当該番号を記載しなければならない。

（磁気ディスクに添付する物件）

第二十九条 令第八条の規定による磁気ディスクの提出により特定手続を行うときは、特許等関係法令の規定により当該特定手続に際して特許庁に提出すべきものとされている第十九条第一項第一号から第九号まで及び第十一号から第十六号までに掲げる物件については様式第三十二により作成した手続補足書を、同項第十号に掲げる物件については特許法施行規則様式第二十二により作成した物件提出書を当該磁気ディスクに添付しなければならない。

（塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等の特例）

第二十九条の二 令第八条の規定による磁気ディスクの提出により特許法施行規則第二十七条の五第一項に規定する配列表を含む特許出

り特定手続を行うときは、フレキシブルディスクの日本工業規格X六二二三号（昭和六十二年）に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付け、様式第三十三により作成した提出物件票を当該フレキシブルディスクに添付しなければならない。

一・二（略）

2 前項の場合において、同時に二以上のフレキシブルディスクを提出するときは、前項の書面ごとに一で始まる連続番号（以下「フレキシブルディスクの整理番号」という。）を付し、当該番号を記載しなければならない。

（フレキシブルディスクに添付する物件）

第二十九条 令第八条の規定によるフレキシブルディスクの提出により特定手続を行うときは、特許等関係法令の規定により当該特定手続に際して特許庁に提出すべきものとされている第十九条第一項第一号から第九号まで及び第十一号から第十六号までに掲げる物件については様式第三十二により作成した手続補足書を、同項第十号に掲げる物件については特許法施行規則様式第二十二により作成した物件提出書を当該フレキシブルディスクに添付しなければならない。

（塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等の特例）

第二十九条の二 令第八条の規定によるフレキシブルディスクの提出により特許法施行規則第二十七条の五第一項に規定する配列表を含

願又は同条第三項に規定する配列表についての補正をする場合であつて、その配列表を特許庁長官の定める記録方式に従つて日本工業規格X〇二〇八号に定める文字コードを用いて作成し、かつ、第十一条の規定に基づき当該配列表を明細書に記載する事項として所定の様式により磁気ディスクに記録して提出するときは、前条の規定にかかわらず、第十九条第一項第十号に掲げる磁気ディスクを添付することを要しない。

む特許出願又は同条第三項に規定する配列表についての補正をする場合であつて、その配列表を特許庁長官の定める記録方式に従つて日本工業規格X〇二〇八号に定める文字コードを用いて作成し、かつ、第十一条の規定に基づき当該配列表を明細書に記載する事項として所定の様式によりフレキシブルディスクに記録して提出するときは、前条の規定にかかわらず、第十九条第一項第十号に掲げるフレキシブルディスクを添付することを要しない。

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則様式

様式 番号	備考 番号	改 正	現 行
33		2 <u>磁気ディスク</u>を提出する事由 2 「<u>磁気ディスク</u>を提出する事由」の欄には、「平成何年何月何日に発生した電気通信回線の故障のため」又は「平成何年何月何日に発生した本人の責めによらない屋内配線の故障のため」などの電子情報処理組織を使用して特定手続を行うことができない事由を記載する。 3 「提出物件の目録」の欄には、<u>磁気ディスク</u>（第19条第1項第10号に掲げる<u>磁気ディスク</u>を除く）の枚数、<u>磁気ディスク</u>に記録した手続の書類名を記載するとともに、「○通」のようにその数を記載する。2枚以上の<u>磁気ディスク</u>を提出するときは、<u>磁気ディスク</u>ごとに<u>磁気ディスク</u>の整理番号、記録した手続の書類名も記載するとともに、「○通」のようにその数を記載する。また、特許法第107条第6項ただし書、第112条第3項ただし書若しくは第195条第8項ただし書、実用新案法第31条第6項ただし書、第33条第3項ただし書若しくは第54条第7項ただし書、意匠法第42条第6項ただし書若しくは第44条第3項ただし書又は商標法第40条第7項ただし書（第41条の2第5項及び第65条の7第3項において準用する場合を含む。）の規定により、特定手続等に係る手数料等を現金により納付したときは、歳入関係事務特例省令別紙第2号の2書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはり、その左上余白部分に特許出願又は実用新案登録出願に際して添付する書面にあつては、願書の「【整理番号】」の欄に記録した整理番号と同一の整理番号を、その他の手続に際して添付する書面にあつては、出願番号（出願番号の通知前のものについては、「平成何年何月何日提出の特許出願、整理番号○○○○」のように記載する。）を記載する。第29条の規定により<u>磁気ディスク</u>に第19条第1項第10号に掲げる<u>磁気ディスク</u>を添付するときは、「配列表に関するコードデータを記録した<u>磁気ディスク</u>」、「陳述書」及び「<u>磁気デ</u>	2 <u>フレキシブルディスク</u>を提出する事由 2 「<u>フレキシブルディスク</u>を提出する事由」の欄には、「平成何年何月何日に発生した電気通信回線の故障のため」又は「平成何年何月何日に発生した本人の責めによらない屋内配線の故障のため」などの電子情報処理組織を使用して特定手続を行うことができない事由を記載する。 3 「提出物件の目録」の欄には、<u>フレキシブルディスク</u>（第19条第1項第5号の2に掲げる<u>フレキシブルディスク</u>を除く）の枚数、<u>フレキシブルディスク</u>に記録した手続の書類名を記載するとともに、「○通」のようにその数を記載する。2枚以上の<u>フレキシブルディスク</u>を提出するときは、<u>フレキシブルディスク</u>ごとに<u>フレキシブルディスク</u>の整理番号、記録した手続の書類名も記載するとともに、「○通」のようにその数を記載する。また、特許法第107条第6項ただし書、第112条第3項ただし書若しくは第195条第8項ただし書、実用新案法第31条第6項ただし書、第33条第3項ただし書若しくは第54条第7項ただし書、意匠法第42条第6項ただし書若しくは第44条第3項ただし書又は商標法第40条第7項ただし書（第41条の2第5項及び第65条の7第3項において準用する場合を含む。）の規定により、特定手続等に係る手数料等を現金により納付したときは、歳入関係事務特例省令別紙第2号の2書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはり、その左上余白部分に特許出願又は実用新案登録出願に際して添付する書面にあつては、願書の「【整理番号】」の欄に記録した整理番号と同一の整理番号を、その他の手続に際して添付する書面にあつては、出願番号（出願番号の通知前のものについては、「平成何年何月何日提出の特許出願、整理番号○○○○」のように記載する。）を記載する。第29条の規定により<u>フレキシブルディスク</u>に第19条第1項第5号の2に掲げる<u>フレキシブルディスク</u>を添付するときは、「配

	<u>ディスク</u>の記録形式等の情報を記載した書面」の物件名は記載せず、当該物件名は、第19条第2項の規定により添付する特許法施行規則様式第22により作成した物件提出書の「【提出する物件】」の欄に記載する。	列表に関するコードデータを記録した<u>フレキシブルディスク</u>」、「陳述書」及び「<u>フレキシブルディスク</u>の記録形式等の情報を記載した書面」の物件名は記載せず、当該物件名は、第19条第2項の規定により添付する特許法施行規則様式第22により作成した物件提出書の「【提出する物件】」の欄に記載する。
4	4 <u>磁気ディスク</u>に添付する書面は、提出物件票を上にして左とじとし、用意に分離し、とじ直しができるように例えばホッチキス等を用いてとじ、<u>磁気ディスク</u>に添付する。	4 <u>フレキシブルディスク</u>に添付する書面は、提出物件票を上にして左とじとし、用意に分離し、とじ直しができるように例えばホッチキス等を用いてとじ、<u>フレキシブルディスク</u>に添付する。